

国民年金保険料の未納問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年三月二十九日

浅尾慶一郎

参議院議長 倉田寛之殿

国民年金保険料の未納問題に関する質問主意書

政府は、国民年金保険料の未納問題への対応のため、タレントを起用したコマーシャルの作成等の措置を講じている。しかし、国民年金の保険料の納付は法律上の義務とされているところであり、政府はコマーシャル等の啓蒙活動よりも保険料徴収のための地道な努力を進めるべきである。

このような観点から、標記について以下質問する。

一、国民年金の未納保険料は、昭和六十一年度から現在までどのくらいの金額が時効により消滅しているのか。直近の数値により総額及び年度ごとの金額を回答されたい。

二、昨年度、国民年金の未納保険料の時効を中断するため、政府は、国民年金法第九十六条第一項に定める督促を含め、どのような措置を講じたのか。措置の内容と件数について回答されたい。また、その結果どのくらいの金額の時効が中断したのか。

三、国民年金保険料の未納問題を解決するための、今後の取組について、具体的に明らかにされたい。

右質問する。

